

中小企業課税の新展開 —資本と労働間の所得移転にどう対応すべきか—

田近 栄治^{*1}
八塩 裕之^{*2}

要 約

所得課税制度では通常、労働所得と資本所得に分けて課税を行う。このため中小企業オーナーは、事業を法人で行うか個人で行うかという事業形態選択を通して、所得を税率の低いカテゴリーに移し節税できる。とくに近年は、高齢化の進展による社会保険料率上げなど労働所得の税率が上昇する一方で、世界的に法人税率引下げが進み資本所得の税率が引き下げられている。これを受けて、多くの国で中小企業オーナーが法人成りし所得を労働から資本に移す節税行為（労働から資本へのインカム・シフティング）が観察されてきた。

本稿ではまず、こうした欧米の事例を紹介した後、近年の日本の状況を検討する。従来言われてきた問題は、単なる不況では説明できないほど日本では「赤字法人」が多く、その背後に給与所得控除を活用した節税が存在するという点であった。すなわち個人自営業者は法人を立ち上げてその役員となり、法人から給与を受け取る形をとれば、それに給与所得控除が適用されて税負担を軽減できる。所得をすべて給与で分配し法人に留保しない結果、多くの中小法人が赤字となってしまうという問題であった。

しかし本稿の主張は、少なくとも制度的にはこうした状況は近年、変わったのではないかという点である。すなわち日本でも近年、社会保険料率上げによる給与への課税強化と法人税率の引下げという、欧米と同様の改革が行われた。この結果、今後は所得をすべて給与で分配してしまう「赤字法人問題」ではなく、給与に課される社会保険料を避けるために所得を法人に留保するという節税、すなわち欧米と同様の「労働から資本へのインカム・シフティング」が重要となる可能性がある。こうした日本の制度実態を説明した後、今後の改革の方向性について検討する。

キーワード：中小企業オーナー インカム・シフティング 税制改革 制度比較
JEL Classification：H24, H25, H26

* 1 成城大学経済学部特任教授

* 2 京都産業大学経済学部教授

本稿作成にあたり、八塩は学術研究助成基金助成金（基盤研究C）による補助を受けた。補助に対し深く感謝したい。

I. はじめに

所得課税制度では所得をカテゴリーに分けて課税を行う。例えば法人の所得には法人税、個人の所得には所得税を課し、さらに所得税でも労働所得（給与など）と資本所得（配当、利子およびキャピタルゲイン）の税率は通常異なる。こうした課税制度のもとで、中小企業オーナーの所得の扱いは非常に難しい。すなわち、その所得には自企業への出資に対する報酬だけでなく労務の報酬も含まれるため、資本と労働のどちらのカテゴリーで課税すべきかという問題がある¹⁾。そしてもう一点、中小企業のオーナーは大企業と異なり事業で得た所得を比較的自由に分配でき、事業を法人で行うか個人で行うかという事業形態選択を通じて²⁾、所得を税率の低いカテゴリーに移す誘因を持つことが知られている³⁾。こうした節税は「インカム・シフティング」とよばれる（Slemrod, 1995）が、所得をカテゴリーごとに分けて課税する所得課税制度の宿命と言え、世界各国の税制当局の頭を悩ませてきた。

有名な事例として、アメリカの1986年税制改革直後の状況がある（例えば Wilkie et al., 1996; CBO, 2012a）。改革前では、非常に高い所得税の最高税率を避けるために多くの富裕層が法人を設立し、そこに所得の一部を留保して税率の低い法人税を払い節税していた。しかし改革で所得税の最高税率が法人税率を下回る水準に下げられたため多くの法人が解散され、それまで法人に留保されていた所得が個人所得として申

告された結果、富裕層の個人所得が見かけ上急増した（Feldstein, 1995）。

その後の多くの研究で、中小企業オーナー（富裕層を含む）によるインカム・シフティングが世界中で起きている実態が報告された（例えば de Mooij and Nicodème, 2008; Romanov, 2006; Edmark and Gordon, 2013）。とくに近年では、労働所得への実質的な課税である社会保険料負担が高齢化で増える一方、配当や株式譲渡益の税率が二重課税調整で軽減されたり世界的に法人税率が下げられるなど、多くの国で労働所得に比べて資本所得の税率が低くなっている。その結果例えば、中小法人オーナーが法人から自身への所得分配を給与で行わず配当で行ったり、法人に所得を留保し続けるなど、「労働から資本へ」という節税が相次いでいる。また節税を防ぐために政府が定めた規制が非常に複雑で、国民の強い不満を引き起こすといった問題が生じている。こうした状況を受けて、近年イギリスの税制のあり方を広く論じ注目されたマリーズ・レビューは、この問題を所得課税の重要課題の一つに位置付けた。そして節税を防ぐ観点から、社会保険料を含めて法人税や所得税の税率構造をばらばらに設定せずできるだけ統一的にすることや、中小企業への優遇措置を最低限に限定すべきことを強調した（Crawford and Freedman, 2008）。

本稿ではまず前半で、こうした諸外国の経験をサーベイする。取り上げるのはアメリカ、イ

1) 日本では所得を10種に細かく区分するが、その中に「事業所得」という区分があり、事業所得を労働所得と資本所得に改めて分割する必要はない。しかし航空機リースの課税問題で話題となったように、様々な形で生じる所得が10種のどれに入るか、という問題が生じる。

2) 税制がオーナーの事業形態選択への影響を通じて経済に歪みを与える問題は、Gravelle and Kotlikoff (1989)の一般均衡分析で大いに注目された。実証研究としてはMackie-Mason and Gordon (1997)やGoolsbee (2004)が有名である。

3) 事業形態選択以外のインカム・シフティングの手段として利子の活用などがある（Gordon and Slemrod, 2000）。

ギリス、ノルウェーである。各国は独自の税制を持ち節税もそれぞれの形態で生じたが、その共通点はいずれも「労働から資本へ」というインカム・シフティングが問題となったことである。一方、本稿の後半ではこうした海外の事例を踏まえうえて、日本の問題を検討する。日本でも近年、重要な制度変化が生じた。本稿の最大の目的は、こうした制度変化がもたらす政策的含意について検討することである。

日本に関する本稿の主張をまとめると、以下のようになる。まず、これまで知られてきた問題は「赤字法人問題」、すなわち日本の中小法人は単なる経済低迷だけでは説明がつかないほど赤字比率が高く、その背後に「法人成り」による節税行為があるという問題であった（田近・八塩、2005）。ポイントは給与に認められる寛大な給与所得控除である。これにより、元々は事業所得で申告納税する個人自営業者が、法人を設立し役員となって所得を法人から給与を受け取る形をとれば、給与所得控除が適用されて所得税・住民税負担を軽減できる。その節税効果が大きいため、多くのケースで事業の所得を法人に一切留保せず（すなわち法人税を払わず）、すべて給与で分配し所得税・住民税、社会保険料を払ったほうが税負担を軽減できる。こうした「事業所得から給与へ」というインカム・シフティングが、「赤字法人問題」の背景にあるとされてきた。

これに関してもう一点、日本では中小法人オーナーが自企業から配当を受け取る誘因が（たとえ企業が黒字でも）ほとんど存在しなかった。未上場株式の配当には法人税に加えて所得税の総合課税が適用され（配当税額控除による部分的な負担軽減はあるが⁴⁾、税制上不利なためである。こうした事情もあり、オーナーが所得を自企業から受ける場合は専ら給与の形をとったと考えられる。

以上がこれまでの状況だが、本稿では少なくとも制度的にはこうした状況は近年、変わりつ

つあるという点を主張したい。先に、世界的な傾向として法人税率引下げと社会保険料の負担増大があると述べたが、同様の改革が近年、日本でも実施された。まず、高齢化の影響で給与への社会保険料率は毎年上昇し、雇用主負担も合わせると2017年度に30%を超える予定である。法人の社会保険強制加入の徹底も含めて、社会保険料による給与への実質的な課税強化が行われている。一方で近年、法人税率は大きく下げられ、とくに課税所得800万円以下の中小法人の軽減税率は15%となった。この結果、法人成りに後にはオーナーが社会保険料負担を避けるために所得を自身の給与として分配せず、むしろ法人所得を増やす、すなわち法人を黒字にすることが税制上、有利となった。ただし配当に対する所得税の総合課税が依然、存在するため、多くの所得が配当で分配されず法人に留保される節税が広まる可能性がある。

こうした近年の日本の状況を踏まえて本稿では、節税を誘発しない税構造の重要性を強調したマリーーズ・レビューなどを参考に、今後の改革の方向を検討する。端的に言えば法人留保が税制上、配当や労働所得より非常に有利な状況を是正することであり、具体的には次の三点である。第一に法人税の中小法人向け軽減税率の廃止である。先に述べたように、近年の中小法人の軽減税率引下げで法人への所得留保が有利になった。しかし本稿で説明するようにイギリスでは、軽減税率は法人成りによる節税を誘発する一方、雇用促進などの効果は極めて限られるとの評価（Crawford, 2008）がなされ、近年廃止された。日本でも法人税の基本税率自体が下げられる中で、中小法人の優遇措置は一部の市場の失敗への対応に限定し、軽減税率は原則廃止すべきである（Crawford and Freedman, 2008）。すなわち、中小企業の発展に重要な役割を果たす繰越欠損金の全額損金算入など法人税本来の原則を徹底しつつ、軽減税率を引き上げるべきである。

4) オーナーが自社から得る配当であり、基本的に少額配当への課税軽減措置は適用されない。

第二に中小法人（すなわち未上場株式）の配当課税の軽減である。現在の総合課税制度は、所得の高い層の配当分配に高い税率をかけた株式発行を妨げるとともに、法人への所得留保を促す問題がある。そこで例えば、上場株式の配当課税で実施されている20%一律課税を未上場株式にも広げる（この場合、配当税額控除は適用されない）といった改革が考えられる。

第三に社会保険料を含めた労働所得課税の税率引下げである。とくに問題なのが、社会保険料率上昇で中堅所得層の税率が法人実効税率を大きく超えるほど高く、それが法人への所得留保の誘因を与えることである。そもそも現在の労働所得の税率構造（所得税・住民税・社会保険料）は単純な累進税率構造ではなく、中堅所得層で非常に高くなったあと年金保険料負担の上限に達して大きく低下、その後再び所得税の累進税率で上昇する複雑な構造である（岩本・濱秋，2008）。税・保険料制度の見直しでとく

に中堅所得層の税率を下げられれば法人留保の誘因を減らせ、なおかつ所得課税の再分配機能を強化できる。税率引下げの財源としては課税ベースの拡大、具体的には社会保険料の上限引上げや対象の拡大、所得税・住民税の各種所得控除の見直しが考えられる。とくに給与所得控除は先にも述べた法人成りや家族への給与分配の節税を誘発しており、その是正のためにも改革が必要である⁵⁾。

法人税の軽減税率廃止と配当の税率引下げ、労働所得課税の税率引下げで法人への所得留保が税制上、非常に有利な状況はかなり改善する。それでも留保が大きく増える場合は、留保金課税制度の再活用も選択肢の一つである。

本稿の構成を述べる。まずⅡ、Ⅲ、Ⅳでアメリカ、イギリス、ノルウェーの状況をそれぞれ説明する。次のⅤで日本の近年の制度改革を説明し、それを踏まえて政策的含意を検討する。最後にⅥで議論を総括する。

Ⅱ. アメリカ —パススルー法人を活用した社会保障税の節税問題—

以下でまず諸外国の状況を概観する。ただし議論に関係する部分にばかり、説明は簡潔に行う。最初に扱うアメリカは「はじめに」ですすでに1986年税制改革について触れたが、その後2000年代に入りパススルー法人（S法人）を活用した社会保障税の節税問題が話題となった。その経験は社会保険料負担が増え続ける日本にも示唆を与えると考える。

Ⅱ-1. S法人とインカム・シフティング

まずアメリカの制度をごく簡単に説明すると、事業を行う際に選択可能な事業体として「個人自営業者（Sole Proprietorship）」とその集合体である「パートナーシップ」、通常の法人である「C法人」に加えて、個人と法人のハイブリッドな事業体である「LLC（Limited Liability Company）」と「S法人」がある⁶⁾。このうちS法人は株主の有限責任や法人格の

5) 所得控除の廃止と共に税額控除を導入すれば、低所得層への配慮も可能になる。なお、更なる税・保険料の一体改革として社会保険制度の統一化も考えられる。

6) LLCはS法人と同じく出資者の有限責任とパススルーのメリットを両方得られる事業体であり、加えてS法人よりも設立が容易で利益分配を自由にできる利点もあるが、S法人に比べると普及が進んでいない（CBO, 2012a; Schenk, 2015）。その理由の一つに社会保障税の節税メリットが得られない点が考えられる。すなわち、LLCは社会保障税制度上、SECAでカバーされるため、所得全額に個人自営業税が課されてしまう。これに対しS法人ならば、所得を配当として受け取れば雇用税負担を避けることができる。

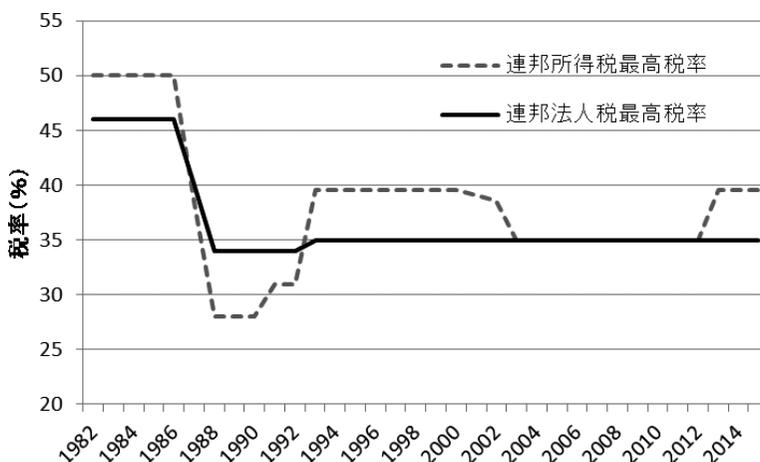
存在など基本的な性質でC法人と同じだが⁷⁾、最大の違いは、その所得に法人税は課されず株主にパススルーされて個人所得税が課される（その場合、所得は配当扱いとなる）ことである。そのため有限責任などのメリットを保ちつつ、税制上は法人と個人の二重課税を避けながら株主に配当を分配できる。

S法人が脚光を浴びたのは、「はじめに」で述べた1986年税制改革であった。税制改革前は高い所得税の最高税率に直面した富裕層が所得を留保する目的でC法人を設立していたが、図1に示すように改革で所得税の最高税率が法人税最高税率より下げられて以降、C法人の多くが解散されS法人の設立が相次いだ。富裕層はパススルーであるS法人を活用し、税率が大きく下がった所得税を払って税負担を軽減させた⁸⁾。その結果図2に示すようにこの時期、S法人が急増した（CBO, 2012a; Plesko and Toder, 2013）。

その後再び所得税の最高税率が引き上げら

れ、1994年以降、それは法人税最高税率と同じか高い水準で推移した（図1）。しかし、図2に示すように86年改革以降もS法人が増え続けたことが注目を集めている。CBO（2012a）はその主な理由としてサービス化による経済の構造変化をあげたが、本稿ではもう一つの理由として富裕層による社会保障税の節税を目的とした「S法人成り」の問題に注目する。次のII-2で説明するが、ポイントは個人自営業の所得には所得税に加えて社会保障税が課される一方で、S法人を設立し所得をそこから配当で受け取る形をとれば社会保障税を免れることができる点である（制度上、配当には社会保障税は課されないため）。S法人の7割はオーナーが全株式をもつ小規模法人（以下ではこれを「一人S法人」とよぶ）であり、そうした法人ではオーナーがほかの株主に気兼ねせず自由に配当額を決定でき、節税が可能となる⁹⁾。実際、この問題を報告したU.S. Treasury（2005）は、S法人を「一人オーナーの社会保障税タッ

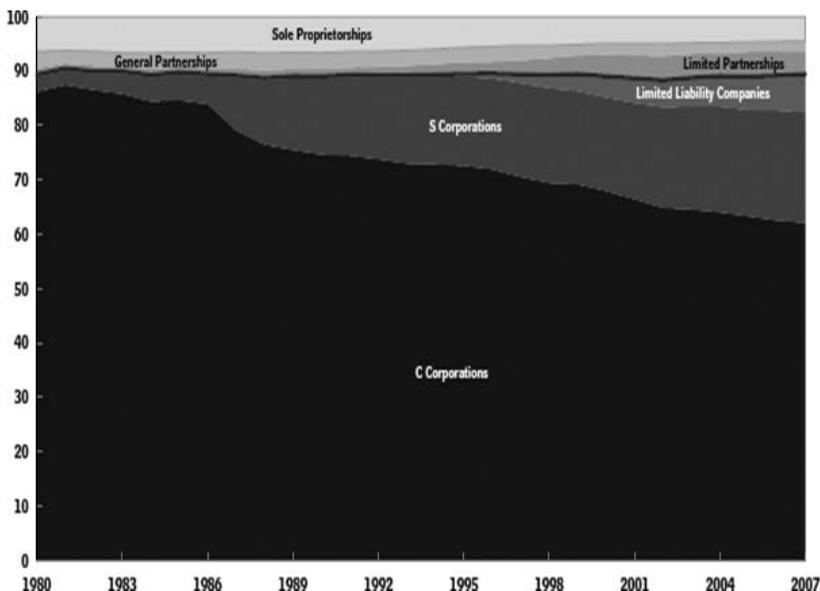
図1 アメリカの連邦所得税最高税率と連邦法人税最高税率の推移



（出所） CBO（2012a）やIRSウェブサイトより作成。

- 7) ただしS法人では株主の人数制限や外国人株主は禁止されるなどの制限がある。詳しくはJoint Committee on Taxation（2015）のTable 1を参照のこと。
- 8) 1986年税制改革では税率改正以外にもGeneral Utilities doctrine廃止がC法人のS法人への転換を促した。General Utilities doctrineについてはCBO（2012a）参照のこと。
- 9) S法人はC法人同様、利益配分を株主の株式シェアに従って行う必要がある。しかし、一人株主の場合はほかに株主がいるわけではなく、こうした問題は基本的に生じない。

図2 事業体ごとの売上比率の推移



(出所) CBO (2012a)

クス・シェルター」とよび、問題の重要性を強調した。

II-2. 社会保障税の節税実態

次に節税の実態を簡単に説明する。まず、問題の背景としてアメリカの社会保障税制度（個人自営業税と雇用税）を述べる（CBO, 2012b）と、アメリカでは年金や医療（メディケア）の費用が労働所得への課税（社会保障税）で賄われるが、雇用者がカバーされる法律（Federal insurance Contributions Act, FICA）と個人自営業者がカバーされる法律（Self-Employed Contributions Act, SECA）は異なる。個人自営業者はSECAのもとで一定水準（2015年は118,500ドル）までの事業所得に15.3%、それを超える部分に2.9%の個人自営業税（Self-Employment Tax）を払うが¹⁰⁾、この自営業者がS法人かC法人を設立しその雇

用者として給与を受け取ると、今度はFICAのもとで一定水準（個人自営業者と同じ）までの給与に15.3%、それを超える給与に2.9%の雇用税（Employment Tax）を払う¹¹⁾。

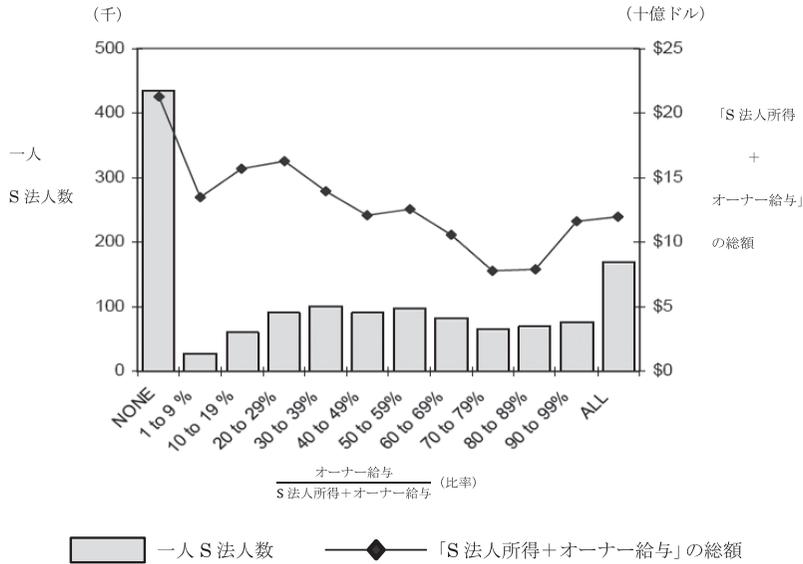
すなわち事業所得と給与が同額なら2つの制度の下で税負担は同じだが、問題はS法人を立ち上げた場合、オーナーはその雇用者であり株主でもあるため、法人からの所得を給与でなく配当で受け取れることである。配当に雇用税は課されず、パススルーのため法人税も課されないことから、配当で所得を受け取れば雇用税の分だけ税負担を軽減できる。こうした「過小な給与」（または「過剰な配当」）による節税が富裕層の「S法人成り」を促し、一人S法人増加を招いたといわれている。

図3・図4はU.S. Treasury (2005) が示した一人S法人の所得分配の実態（2000年）である。図3は一人S法人を、S法人の所得（法

10) 厳密に言えば、年金部分が12.4%、医療部分が2.9%である。

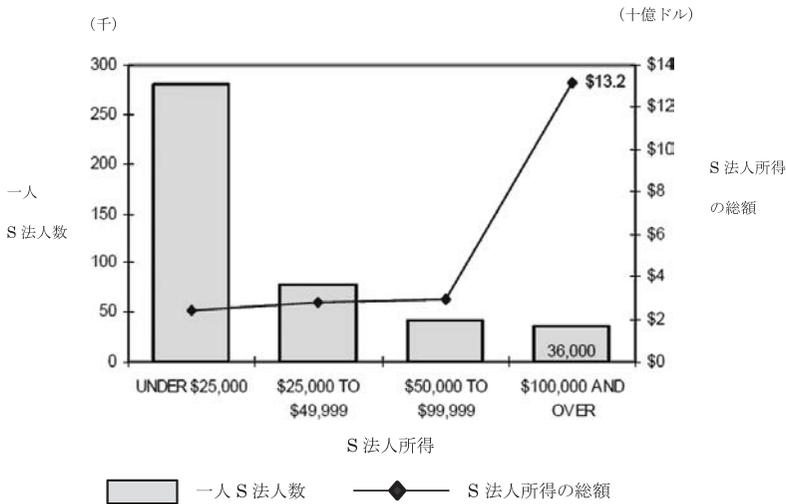
11) FICAのもとでは雇用者と雇用主の負担は折半だが、オーナーの場合は雇用者と雇用主は同一人物でありこれらを区別する必要はなく、ここではそれらを合計した税率を示した。

図3 オーナー給与
S法人所得+オーナー給与の比率に関する一人S法人の分布



出典：U.S. Treasury (2005)

図4 オーナー給与ゼロの一人S法人の分布



出典：U.S. Treasury (2005)

人の所得+オーナー給与)に対するオーナー給与の比率で分類したが、所得をすべて配当で配り給与ゼロとするS法人が多く、一目で節税の存在が疑われる。次の図4はそうした給与ゼ

ロの一人S法人の所得分布であるが、中には給与ゼロでありながら法人所得は10万ドル以上というS法人も36,000存在した。ただし、別の統計 (Keightley, 2012) によるとS法人の

オーナーはそもそも富裕層が多く、図4で所得25,000ドル以下の低所得S法人オーナーの中にも、オーナー自身の全体の所得はかなり多く、その一部を社会保障税の節税目的でわざわざS法人を通して受け取るといったケースが含まれる可能性がある。

こうした一人S法人の「過少な給与額」による節税に対し、IRS（内国歳入庁）は取締りを行っている。本来、FICAのもとで法人は労務に見合った「適正な給与額（reasonable compensation）」を雇用者に払う必要があり、この点は税務調査のチェック項目となっている。しかし何をもって「適正な給与額」とするかは状況で大きく変わるため一律的な基準を設けることができず、実際IRSが「過少な給与額」と認定しても、税務訴訟に持ち込まれて解決に時間がかかったり膨大な労力やコストを割かれるケースがある。そのため、IRSが「過少な給与額」と認定するケースは（税務調査自体はかなりの時間をかけて行うものの）極めて限られるという¹²⁾。またS法人の数も多く、税務調査の頻度はS法人全体の1%以下であるなど、

IRSの調査強化だけで問題を解決することは難しく、課税制度自体の改革が必要と主張されている（GAO, 2009）。

こうした「過少な給与」による社会保障税の税収ロスは年間50億ドルと見積もられた（U.S. Treasury, 2005）。また、医療保険制度改革で2013年に高所得者の社会保障税が引き上げられたが¹³⁾、S法人の配当への社会保障税課税は見送られたままのため、今後、S法人成りが更に進む可能性が指摘されている（Burke, 2013）。経営に参加する（すなわち、activeな）S法人の社員が受け取る配当を雇用税の対象とする案なども提案されているが（GAO, 2009; Hennig et al., 2013）、改革は実施されていない。このようにアメリカではS法人という事業体が鍵となったが、日本とのかかわりでは、社会保障税が節税対象となった点が注目される。「はじめに」で述べたように日本ではこれまで所得税・住民税の節税が注目されてきたが、高齢化が進む中で後は社会保険料の節税が重要となる可能性を示唆すると考える。

Ⅲ. イギリス —法人税の最低税率設定による法人成り問題—

イギリスでは2000年に法人税の最低税率（starting rate）導入以降、所得税や社会保険料がかかる労働所得に比べて資本所得の負担軽減が一層、顕著となり、個人自営業者の法人成りが急増した。また、政府の規制（the Intermediary Registration, 通称IR35）をかいぐり、未熟練の低賃金労働者（派遣労働者など）が多数法人成りするスキーム（Managed Service Company（MSC））の問題も伝えられ

た。一連の問題を受けて最低税率は数年で廃止、また税制は事業形態に中立であるべきとして、従来設定されてきた法人税の中小法人向け軽減税率（small companies' rate）も廃止された。以下ではその経緯を検討する。

Ⅲ-1. 法人税における最低税率の設定

イギリスでは従来より、労働者が企業の雇用にならず、個人自営業者や自ら立ち上げた法

12) Hennig et al (2013) は年間数百万ドルを稼ぐ政治家や著名人が、S法人を活用する実態を伝えている。これらの人々は数十万ドルの給与を自分に払っており「過少な給与」には認定されないが、残りの数百万ドルを配当にすることで2.9%の雇用税が節税（これだけでも数万ドルの節税になる）できた。

13) 夫婦で25万ドル（単身は20万ドル）以上の労働所得に0.9%の税率が上乘せされた。

表 1 イギリスの法人税率推移

	基本税率	中小法人 軽減税率	最低税率		基本税率	中小法人 軽減税率	最低税率
適用所得		300,000 ポンド以下	10,000 ポンド以下	適用所得		300,000 ポンド以下	10,000 ポンド以下
1996-97	0.33	0.24	—	2006-07	0.3	0.2	—
1997-98	0.31	0.21	—	2007-08	0.28	0.21	—
1998-99	0.3	0.21	—	2008-09	0.28	0.21	—
1999-00	0.3	0.2	—	2009-10	0.28	0.21	—
2000-01	0.3	0.2	0.1	2010-11	0.28	0.21	—
2001-02	0.3	0.19	0.1	2011-12	0.26	0.2	—
2002-03	0.3	0.19	0	2012-13	0.24	0.2	—
2003-04	0.3	0.19	0	2013-14	0.23	0.2	—
2004-05	0.3	0.19	0 ^a	2014-15	0.21	0.2	—
2005-06	0.3	0.19	0 ^a	2015-16	0.2	—	—

a 配当に対しては19%が適用される。

(出所) Crawford (2008) および HM Treasury のホームページより作成。

人など企業から独立した立場で、自分の労働力を企業に提供する慣行があった。雇用者を雇う企業には様々な義務（源泉徴収の実施や雇用規則の順守など）が生じるが、それを回避したい企業側の意向が強かったことに加えて¹⁴⁾、雇用者となった場合の労働者の税・保険料負担が重く、企業から独立することでそれを避け、手取り収入を増やしたい労働者側の意向も強かったとされる。とくに法人の活用による節税メリットは大きく、それが雇用者や個人自営業者の法人成りを促した。個人が財ではなく自分の労働力を提供する目的で設立する法人は、イギリスで Personal Service Company (PSC) とよばれる。

法人成りをとくに有利にしたのが、2000年から2003年に適用された法人税の最低税率であった。表1はイギリスの法人税率の推移を示すが、従来から認められていた法人所得300,000ポンド以下に対する中小法人向け軽減税率¹⁵⁾に加えて、2000年に「起業を促すため」

として法人所得10,000ポンドに最低税率10%が設定され、2002年にそれは0%に下げられた。これが大規模な法人成りによる節税を引き起こした（節税が問題視され、最低税率は2004年に実質的な適用が停止された（後述））。

表2は2002年に法人成りがどれだけ有利だったかを示すため、所得25,000ポンドを例にとり、事業形態（雇用者・個人自営業者・法人(PSC)）ごとに税・保険料負担率を計算した。まず企業の雇用者となった場合の税・保険料負担率は最も高いが、その理由として所得税に加えて本人分とともに雇用主分の社会保険料が課される点があった（限界税率は合計約44%）。そこで個人自営業者になると、所得税率は同じだが社会保険の適用制度が異なるために料率が低くなり、負担を軽減できる（限界税率は合計31%）¹⁶⁾。一方、法人(PSC)を設立した際の節税メリットは最も大きい、その方法はまず、所得のうち所得税の基礎控除に等しい額だけを給与で受け取り¹⁷⁾、残りをすべて

14) こうした企業側のメリットのため、労働者が企業から実質的に法人成りを強いられるケースもあるという。

15) イギリスの中小法人向け軽減税率は、日本のような資本金での適用制限はない。

16) 個人自営業者はClass 2とClass 4、雇用者はClass 1の社会保険料を支払う。

17) 基礎控除は近年、拡張されており、2000年に4,385ポンドだったが、2015年には10,600ポンドとなった。

表2 2002年における事業体別の税・保険料負担率（事業所得25,000ポンドのケース）

（単位：ポンド）

		雇用者	個人自営業者	法人（PSC）
事業で得た所得	A	25,000	25,000	25,000
給与		23,870	0	5,411
所得税		3,791	4,039	0
社会保険料（Class1, 本人分）		1,930	0	0
社会保険料（Class1, 雇用主分）		1,130	0	0
社会保険料（Class2 + Class4）		0	1,493	0
法人税		0	0	2,277
合計 税・社会保険料負担	B	6,851	5,532	2,277
手取り収入	C = A - B	18,149	19,468	22,723
税・社会保険料負担率（%）	D = B / A × 100	27.4	22.1	9.1

（注） Crawford（2008）にならい、2002年の制度を2008年価格に換算して計算に用いた。

（出所） Crawford（2008）をもとに筆者計算。

PSCの所得とすることであった。PSC所得のうち最初の10,000ポンドは法人税の最低税率0%で負担ゼロ、残りの所得に適用される税率も中小法人向け軽減税率19%であった¹⁸⁾。加えて法人税課税後の所得を配当としてオーナー（労働者）が受け取っても二重課税調整で所得税が課されず¹⁹⁾、その結果、税・保険料負担を大きく軽減できた。表には、所得税や社会保険料が課される雇用者や個人自営業者と比べて、法人税の軽減税率しか課税されないPSCの節税メリットが明確に示されている。

次の図5は1996年以降について、所得25,000ポンドに対する税・保険料負担率の推移を事業形態ごとに示す。PSCの活用は一貫して有利だったが、法人税の最低税率が存在した2000年から2003年の有利さは際立っていることがわかる。

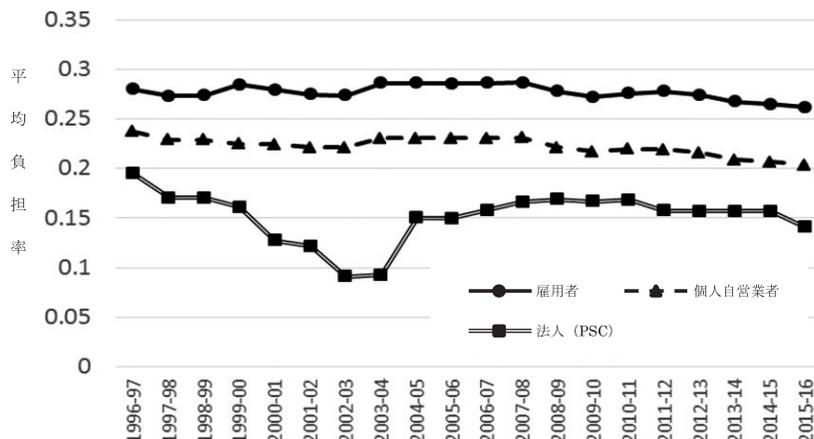
とくに2002年の最低税率0%への引下げが

個人自営業者の法人成りを促進させたとされる。次の図6は毎年の新規法人設立数を示すが、2002年には前年の23万を9万上回る32万の法人が設立され、翌2003年にその数は39万近くに達した（なお、図によるとその後2006・7年に法人設立は再び急増するが、これは後述するMSCの規制の影響である）。ただし、「起業の促進」という政府の目論見とは異なり、法人の増加が雇用増加などをもたらしたわけではなく、単に個人自営業者が節税目的で法人に変わっただけという評価がなされた（Crawford, 2008）。そして次のIII-2で述べるように、個人自営業者だけでなく、低賃金の未熟練労働者が一斉に法人成りするスキームが広まるに及び、最低税率の弊害は一層明確となった。

18) 説明簡単化で「19%」と述べたが、実際は正確でない。最低税率の税負担軽減を低所得法人に限定するため所得1万～5万ポンドの法人税率は、所得5万ポンドの法人税負担率が中小法人軽減税率に等しくなるように逆に引き上げられた。例えば2002年では最低税率0%、軽減税率19%なので、1万～5万ポンドの法人税率は23.75%であった（ $(5万 \times 19\% - 1万 \times 0\%) / (5万 - 1万) = 0.2375$ ）。表2はこの数値に基づいて計算した。なお、中小法人向け軽減税率が大企業に適用されないようにするため、所得が30万～150万ポンドの法人税率も、所得150万ポンドの法人税負担率が基本税率に等しくなるように逆に引き上げられた（Pope and Roantree, 2014）。

19) 所得が所得税のbasic rateのブラケット（2014年は31,865ポンド）に収まる場合、配当の所得税率は10%だが、それに配当税額控除が適用され実質的に所得税は課されない（Pope and Roantree, 2014）。

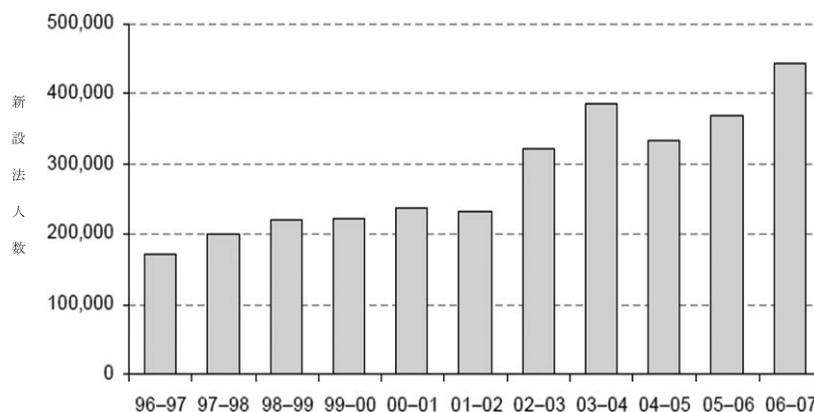
図5 事業体別の税・保険料負担率推移（事業所得 25,000 ポンドのケース）



(注) Crawford (2008) にない、各年の制度を2008年価格に換算して計算に用いた。

(出所) Crawford (2008) をもとに、筆者計算

図6 イギリスの年別新規設立法人数



(出所) Crawford (2008)

Ⅲ-2. MSC を活用した法人成り問題

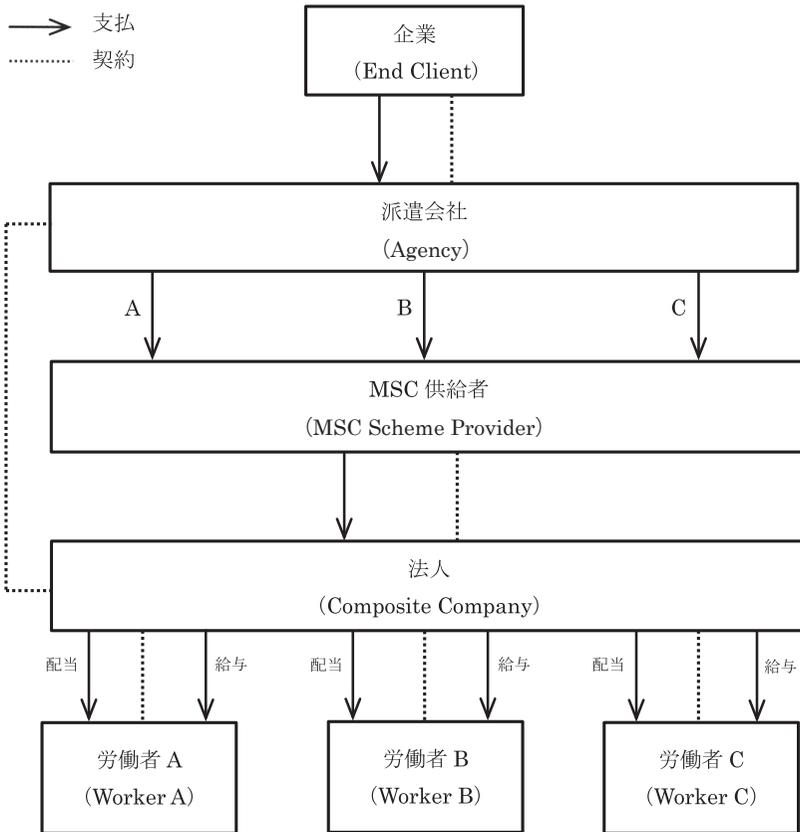
政府は最低税率の導入がPSCの濫用を引き起こすことをあらかじめ予想し (Crawford and Freedman, 2008), 最低税率の開始と同じ2000年に規制 (the Intermediary Registration, 通称 IR35) を導入した。そこでは個人自営業者の法人成りは認めるものの、企業の雇用者が単なる節税目的で実態のない法人を設立し、それを通して企業に労務を提供することは法令違

法とした²⁰⁾。しかし「単なる節税目的で実態のない法人」の定義は極めてあいまいであり、大きな議論を巻き起こした²¹⁾。加えて現実には規制をかいくぐる形で、低賃金の未熟練労働者が集団で法人成りする節税スキーム (Managed Service Company (MSC)) が広まり、大きな問題となった。

MSC のスキームは興味深く、以下では図7を用いて簡単に説明しておく。まず、派遣会社

20) IR35 違反と認定された場合は、法人が株主に支払った配当にも所得税や社会保険料が課されるとされた。

図7 Managed Service Company (MSC) による節税スキーム



(出所) HMT and HMRC (2006)

(Agency) が複数の派遣労働者 (Worker A, B, C. 通常, 10 人から 20 人) を MSC 提供者 (MSC Scheme Provider) に紹介する。スキーム全体を統括する MSC 提供者は, これらの労働者を株主とする法人 (Composite Company) を立ち上げる。労働者は派遣会社経由で企業 (End Client) に労務を提供し, その報酬は派遣会社・MSC 提供者・法人経由で労働者に払われるが, 労働者が受け取る所得は最低限の給与 (例えば基礎控除分) 以外はすべ

て法人からの配当とされた (法人は法人税 (軽減税率) を払う)。先の図5で説明したように, これによって労働者が派遣会社から直接, 給与を受け取るよりも, 税・保険料負担を大きく軽減でき手取りを増やせる。また軽減された税・保険料の一部は, 法人の源泉徴収や所得分配の事務を行う MSC 提供者に手数料として支払われた。

MSC のスキームに参加する労働者は, 2002 年の約 6 万人から 2006 年に 23 万人へ急激に増

21) HMT and HMRC (2006) は, 労働者 (Worker) と企業 (End Client) の契約が実質的に「one of employment」なら IR35 違反だが, 契約が「the characteristics of self-employment」を持つなら IR35 に違反にならないと述べている。例えば, 労働者が法人を通じて単に企業へ労務を提供する MSC の未熟練労働者は IR35 違反だが, その労働者が自分で会社を設立し, 労務の提供に加えて自ら法人のマネージメントを行えば IR35 違反にはならなかったという。詳細は HMT and HMRC (2006) や OTS (2011) を参照のこと。

大した (HMT and HMRC, 2006)。こうした未熟練労働者の法人成りは単なる雇用の置き換えであり、先の IR35 に反するとされたが、それを示すには HMRC (内国歳入関税庁) が MSC に属する個々の労働者の契約や労働実態を一つ一つ調べねばならなかった²²⁾。また HMRC が IR35 違反について MSC の調査を試みても、労働者の派遣契約終了とともに MSC がすでに解散済のケースが頻発するなど、取締りは困難を極めた²³⁾。そのため政府は、2007 年に MSC のスキーム自体を取り締まる新たな法律 (the MSC Legislation) を IR35 に上乘せする形で立ち上げた²⁴⁾。また最低税率の弊害は明確となり、2004 年の適用制限²⁵⁾を経て 2006 年に廃止された。なお、MSC の形態が事実上とれなくなったことを受け、未熟練労働者の多くが自ら PSC を設立する道を選んだ結果²⁶⁾、図 6 で示すように 2006 年以降、法人設立数は再び急増した (Crawford, 2008)。

その後も図 5 に示したように PSC の活用は税制上、有利であり、近年でも BBC の著名なキャスターなどによる節税が大きく報道され問題となった (Loutzenhiser, 2013)。また IR35 の基準のあいまいさが企業活動に影響を与えるなど問題は残り、中小企業の税・保険料のあり方を見直す委員会 (Office of Tax Simplification (OTS)) が召集される (2010 年) など²⁷⁾、議論は続いている。一点、特筆すべき点は、こうした経験を経てイギリスでは税制は事業形態選択に中立であるべきとの認識が広まったことである。雇用者や個人自営業者に適用される所得税や社会保険料に比べて、法人成りすれば中小法人向け軽減税率の適用で負担が大きく軽減される点が問題視され、その税率は 2006 年以降引き上げられた²⁸⁾。そして法人税の基本税率引下げに吸収される形で、中小法人向け軽減税率は 2015 年に廃止された。

IV. ノルウェー —二元的所得税の下での節税問題と 2006 年税制改革—

ノルウェーでは 1992 年に他の北欧諸国同様、労働所得と資本所得を分けて課税する「二元的所得税」を導入した。その「アキレス腱」(Sorensen, 1998) は、中小企業オーナーが税率の高い労働所得から税率の低い資本所得に所

得を移すインカム・シフティングの誘発であり²⁹⁾、ノルウェーではこの問題が重要な税制改革 (2006 年) に発展した。改革の目玉は法人の超過利潤に対し個人の株主段階で課税する「株主所得税 (Shareholder Income Tax)」の

22) 労働者の中には、技術をもち単なる雇用の置き換えとはいえず IR35 に反しないケースもあったという (HMT and HMRC, 2006)。

23) イギリスでは法人設立が 1 日で行えるなど法人の解散や新設が非常に容易である。HMRC の調査を避けるため意図的に法人の解散・新設を繰り返すケースもあったようである (HMT and HMRC, 2006)。

24) この法律に違反するとされた場合は、法人が株主に支払った配当にも所得税や社会保険料が課された。この間の議論の経緯や内容は Seely (2015) に詳細に記述されている。

25) 配当として配られた所得に対する最低税率を 19% とした (Seely, 2015)。

26) 脚注 21 で述べたように、労働者が自ら PSC を経営すれば IR35 に違反しないとされたことが、新たな法人成りを引き起こしたとされる。

27) OTS は中小企業税制の改革に関する最終報告書を 2016 年に発表した (OTS, 2016)。ここでは IR35 の改革に加えて、税と保険料の一体化などが検討・提言されている。

28) 軽減税率は当初、2006 年から 2009 年まで毎年 1% 引き上げられ 22% となる予定だったが、リーマン・ショックの影響で 2009 年の引上げは見送られた (Griffith et al., 2009)。

導入であり、それによって企業の投資や資金調達行動に与える歪みを抑えつつ、中小企業オーナーの節税を防ぐことを目指した。この改革の論点は本来、多岐にわたるが、本稿では節税防止と企業行動の中立性をどう両立させたかという点に絞って説明する³⁰⁾。

Ⅳ-1. 二元的所得税の概要と中小企業オーナーの節税実態

まず、2006年税制改革前のノルウェーの二元的所得税制度（2004年）を説明する（表3の左列）。ノルウェーでは労働所得と資本所得

を最初から分けて課税せず、これらを合算した「通常所得（ordinary income）」に基本税率28%を適用した後、一定水準を超える労働所得（給与や年金）に上乗せ税率をかける方法をとった。上乗せ税率で最高税率は47.5%になる。加えて、労働所得（給与）には本人負担分・雇用主負担分の社会保険料が課され、実質的な最高税率は67.2% $(0.141 + 0.125 + (1 - 0.141 - 0.125) \times (0.475 + 0.078))$ となった³¹⁾。

一方、個人が資本所得（利子、配当、株主譲渡益等）を法人から受け取ると、上述した基本税率28%が一旦かかるが、配当や株式譲渡益

表3 2006年税制改革前後におけるノルウェー税制の概要（2004年と2013年）

			2004年	2013年
労働所得への課税	労働所得税	基本税率	28.0%	28.0%
		上乗せ税率 (二段階の超過累進税率)	13.5%	9.0%
			19.5%	12.0%
	社会保険料 (給与所得)	本人負担	7.8%	7.8%
		雇用主負担 追加負担	最大 14.1% 12.5%	最大 14.1% 廃止
社会保険料（事業所得）		10.7%	11.0%	
資本所得への課税	法人税		28.0%	28.0%
	資本所得税（個人）		28.0%	28.0% (配当・株式譲渡益は対象外。SITを課税)
	二重課税調整	配当	インピュテーション 税額控除	株主所得税 (SIT) 28%
		株式譲渡益	RISK法	
中小企業課税	スプリット・モデルの適用対象		個人自営業者と CHC	個人自営業者

（出所）鈴木（2014）やOECD（2006）and（2015）、Ministry of Finance（2011）などを用いて筆者作成。

29) ノルウェー以外の北欧の分析例としては、フィンランド（Pirttilä and Selin, 2011）やスウェーデン（Edmark and Gordon, 2013）がある。

30) Ministry of Finance（2011）は中小企業の節税問題以外の税制改革の目的として、課税ベース拡大と税率引下げによる税制効率化、所得再分配機能の強化、配当や株式譲渡益課税の二重課税調整の改革（国内納税者以外に適用されないことが内外無差別のEEA協定に反すると指摘されていた）をあげている。また本稿であげた以外のSITの論点は、鈴木（2014）がまとめている。

には法人段階ですでに法人税 28%が課税済みであり、その二重課税調整がなされた（配当にはインビュテーション税額控除、株式譲渡益には法人留保所得分を課税所得から差し引く負担軽減措置（RISK 法）が適用された）。その結果、個人段階の税負担は実質ゼロとなり、資本所得の税率は法人税のみの 28%となった。

こうした労働所得と資本所得の税率を明確に分ける税制の「アレクシス隼」が、中小企業オーナーによる労働所得から資本所得へのインカム・シフティングによる節税であった。例えばオーナーが法人成りし、事業で得た所得をすべて法人所得とし配当で受け取れば、税率の高い労働所得税を避けることができる。こうした節税を防ぐためノルウェーでは、オーナー企業（個人自営業者と家族経営法人（closely-held corporation, CHC））に対し「スプリット・モデル」を用いて課税を行った³²⁾。ここで「家族経営法人（CHC）」とは所有と経営が分離しない小規模法人（詳しくは後述）である。CHCを個人自営業者と同じ課税方式とし、大企業など（widely-held corporation, WHC）と区別する点が、ノルウェー税制の大きな特徴であった。

「スプリット・モデル」を説明すると、事業所得を（1）（2）に従って強制的に「みなし資本所得」と「みなし労働所得」に分け³³⁾、前者に 28%の資本所得税率を、後者に労働所得の累

進税率と社会保険料率を適用する。（1）にある「みなし資本収益率」は、資本の正常収益率の指標である国債の市場利率を反映した³⁴⁾。

$$\text{みなし資本所得} = \text{企業の資産額} \times \text{みなし資本収益率} \quad (1)$$

$$\text{みなし労働所得} = \text{事業所得} - \text{みなし資本所得} \quad (2)$$

CHCの「事業所得」は active な株主が受け取る給与と法人所得の合計額（Alstadsæter and Wangen, 2010）とされた。すなわち CHC のオーナーが節税目的で法人から多額の配当を受けとつても、みなし資本収益率を超える分はすべて労働所得とみなされる。それによって節税を防止することが制度の狙いであった。

しかしこの方法は実際には節税を防げなかった。CHCは以下に述べる方法で容易に WHC となり「スプリット・モデル」を避けられたからである。問題は CHC の定義にあった。すなわちその定義は「実質的に経営に参加する（すなわち active な）株主³⁵⁾が全体の 2/3 以上の株式を保有する法人」であったが、CHC が外部株主を招き株式の 1/3 以上を保有させれば WHC に転換できた。「外部株主」には成人した自分の子供も認められ³⁶⁾、親類を形式的に入れたり WHC 同士で株を持ち合うなど、所得が「外部」に流出しない様々な対策がとられた

31) Ministry of Finance (2011) は 64.7% $((0.475 + 0.078 + 0.141 + 0.125)/(1 + 0.141 + 0.125))$ と記すが、本稿の計算式が望ましいと判断した。なお「スプリット・モデル」では雇用主の保険料を避けることもでき（脚注 33 参照）、その場合は 55.3% $(0.475 + 0.078)$ となった。

32) 事業所得をスプリットする方法は北欧各国で異なる。Lindhe et al (2004) を参照のこと。

33) より正確には、実際に企業から受け取る給与の金額を変えれば、税・保険料負担額を若干調整できた。実際に受け取った給与には本人分とともに雇用主分の社会保険料が課される一方、一定の給与所得控除が適用された。一方、給与を受け取らずみなし労働所得にすると、雇用主分の社会保険料は課されなかったが、給与所得控除も適用されなかった。Alstadsæter and Wangen (2010) は、多くのケースで給与をゼロとしみなし労働所得で申告を行えば税負担を軽減できることを示している。ただしその軽減額はそれほど大きなものではない。また、みなし労働所得に分配される額には上限があり、それを超えると残りはすべてみなし資本所得として課税された。

34) より正確には 5 年物国債の市場利率にリスク・プレミアムの 6%を加えたものであり、2003 年は 10%であった。ただしこれは少し高すぎ、1990 年代末では CHC の active な株主の 80%でみなし労働所得が負であった（Sørensen, 1998 and 2005）。

35) より正確には「年間 300 時間以上その企業で働く株主」である（Alstadsæter and Wangen, 2010）。

36) 配偶者や未成年の子供は「外部株主」として認められなかった。

(Sørensen, 2007)。WHCになれば、オーナーは法人から自由に配当を受け取り28%の法人税だけで課税を完了できた。こうして個人自営業者やCHCの「WHC成り」が進み(Thoresen and Alstadsæter, 2008), 1992年に55%だった「スプリット・モデル」の適用法人の比率は2000年に32%に減少した(Sørensen, 2005)³⁷⁾。また、1993年から2002年でノルウェー全体の賃金増加率が44%だったのに対し、配当の増加率は約300%に達した(Alstadsæter, 2007)。こうした状況を受け「スプリット・モデル」は機能していないとの判断から、2002年に税制改革の検討が開始された。これが2006年の資本所得税改革として成就するが、次にその内容を説明する。

IV-2. 株主所得税導入による2006年税制改革

中小企業オーナーの節税を防ぐには、労働所得と資本所得の税率差を小さくする必要があった。しかしそのために、単純に資本所得の税率を労働所得の水準まで引き上げると、企業の投資や資金調達に大きな影響を及ぼす問題がある。一方で労働所得の税率を大きく下げると高所得層が減税されて所得再分配効果が弱まる問題があった。そこで導入されたのが「株主所得税(Shareholder Income Tax, SIT)」であるが、これによって税制改革は、中小企業だけでなく大企業も含む資本所得全体の課税方法を一新する大規模なものとなった。以下ではその要点のみを説明する。

説明は表3の右列に示した2013年の制度で行う。まず「スプリット・モデル」は個人自営業者のみの適用とし、CHCはWHCとともに「法人」として統一的に課税することとなった。法人所得には法人税28%を課税したうえで、

配当や株式譲渡益に対する従来の制度(28%資本所得税と二重課税調整措置)をすべて廃止し、新たに「株主所得税(SIT)」を税率28%で導入した。

改革の要であるSITの仕組みを簡単に説明する。その課税対象は、個人の株主が受け取った配当と株式譲渡益である³⁸⁾。課税ベースは(3)で計算される。

$$\text{SITの課税ベース} = \text{受取配当} + \text{株式譲渡益} - \text{RRA} \quad (3)$$

ここでRRA(rate of return allowance)は「株式ベース額」×「(法人税課税後)みなし資本収益率」である。「株式ベース額」は例えば投資開始時なら株式取得額であり、また「みなし資本収益率」には法人税課税後の国債の市場利子率が使われた³⁹⁾。RRAは資本の正常利潤を意味し、これを課税ベースから引くことでSITの課税は資本の超過利潤のみに限定される。この結果、正常利潤の限界税率は法人税28%になる一方、超過利潤の限界税率は法人税とSITが課税されて48.2%($0.28 + 0.28 \times (1 - 0.28)$)となった(Sørensen, 2007)。すなわち仮にオーナーが節税目的で自分の法人から正常利潤以上の配当を受け取っても、それには50%近い税率が課される。一方、この改革では労働所得税の上乗せ税率や保険料率(雇用主負担)が下げられ、保険料を含む実質的な最高税率は55.2%($0.141 + (1 - 0.141) \times (0.40 + 0.078)$)となった。この結果、改革前は30%以上(67.2と28)あった労働所得と資本所得の税率差が約7%(55.2と48.2)に縮小し、これによって中小企業オーナーの節税を抑止する効果が期待された⁴⁰⁾。

なお所得が法人に留保され、オーナーが法人

37) もう一つの節税行為は自宅を会社のものにするなどで企業の資産額を膨らませ、資本所得税率が適用されるみなし資本所得を増やすことであった(Sørensen, 2007)。

38) 法人の配当や株式譲渡益を課税対象に含めると、子会社や孫会社などからの配当に何回もSITが課税される問題がある(Sørensen, 2007)。

39) リスク・プレミアムは含められず、3か月物国債利子率が用いられた(Sørensen, 2007)。

から所得を受け取らず、(3)の課税ベースが負になるときなどは、使い残したRRAの翌年への繰り越しが認められた⁴¹⁾。こうした毎年のRRAの「ステップアップ」により、企業がどのように(内部留保 or 株式発行)資金調達を行っても、また株主がどのように(配当 or 株式譲渡益)所得を受け取っても、資本の正常利潤部分へのSITの課税を避ける工夫が施された。

資本の正常利潤部分への課税を避けることは、SITが企業の投資や資金調達行動に対し原則、中立であることを意味する⁴²⁾。この点は直観的には、収益率が国債の利子率と等しい「限界的な」投資案件に対しSITの課税は(RRAを引くことで)ゼロとなり、その投資の可否判断に影響を与えないことから理解できる⁴³⁾。このようにSIT導入の狙いは、企業の投資や資金調達行動にできるだけ中立でありつつ、資本所得の超過利潤への課税を強化して中小企業オーナーの節税を防ぐことであった。

その後、ノルウェー財務省は税制改革の効果を検証し、報告書(Ministry of Finance, 2011)を国会に提出しているが、それによると基本的に改革は成功したと考えられる。中小企業オーナーによる節税は改革後に大きく減少し、また企業の投資や資金調達が大きな影響を受けたといった報告もない⁴⁴⁾。また所得再分配機能については、労働所得税の最高税率が改革で若干引き下げられたが、SITの導入や富裕税強化の影響で富裕層の課税は増え、むしろ強化されたという⁴⁵⁾。

また当初、懸念された問題の一つはSITの税務執行であった。先に触れたRRAのステップアップが必要であり、通常の配当や株式譲渡益の所得税を課税するときよりも多くの情報が課税当局に必要となる。とくに、その課税対象には取引が毎日行われる上場株式も含まれ、取引ごとに刻々と変化するRRAをすべて管理する必要があるなど、SITの税務執行が煩雑になる問題が懸念された(ほとんど取引がされない未上場株式は、この問題は大きくないとされた)。しかし、2004年にスタートした「株式登録制度」の活用で、執行に大きな問題は生じなかったようである。

このようにノルウェーでは、中小企業の節税問題が大企業の税制のあり方をも一新する税制改革に発展した。この後述べる日本では最後に述べた税務執行の問題があり、株主所得税のような課税の導入は難しいと思われるが、投資や資金調達に与える歪みを最小化しつつ節税を防ぐ課税制度は興味深いものといえる。

40) もちろん、改革後も節税の余地はある。脚注37で述べた節税に加え、SITの節税手段として、所得を法人に留保したまま海外渡航し、そこで株式譲渡益を実現させる方法がある(Sørensen, 2007)。

41) 法人に留保された所得に基づいて、(RRAの式に係る)「株式ベース額」も計算し直された(詳細は省略)。

42) 例えば投資にリスクが存在する場合、SITが中立であるためには、損失の完全繰り越しを認める必要がある。しかし損失の完全繰り越しを認めると節税を引き起こす問題があるため、ノルウェーでは限定的にしか認めていない。すなわち、厳密にはSITの中立性は成り立っていない(Sørensen, 2007)。

43) 投資に中立的な税制として、投資の即時償却を認める「キャッシュフロー法人税(CF)」があるが、SITがCFと同等であることを簡単に示せる(Sørensen, 2007)。すなわち、CFの投資即時償却による税負担軽減額の割引現在価値は $NPV = t \cdot K$ (t は税率、 K は投資額)。一方SITでは $NPV = t \cdot R \cdot K/i$ (R はRRAで認められたみなし資本取益率、 i は市場利子率)であるが、 $R=i$ ならば $NPV = t \cdot K$ となりCFと等しくなる。

44) ただし、SITの導入直前は配当分配が急増した(Alstadsæter and Fjærli, 2009)。これはあくまで税制改革時の一時的な節税と考えられる。

45) ただし、Denk (2012)は富裕税の引下げや廃止を提言している。

V. 日本 —近年の制度変化と今後の改革の方向性—

次に日本の問題を検討する。日本では分析に使えるデータが少なく研究蓄積に限られる中で、本稿ではこれまで論じた諸外国の事例を踏まえつつ、政策のあり方を検討する。

V-1. 近年における中小法人オーナーの節税誘因の変化

日本ではこれまで、給与所得控除の存在が個人自営業者の「法人成り」を誘発し、中小法人の多くが赤字という「赤字法人問題」を引き起こしたとされる（田近・八塩，2005）。しかし「はじめに」で触れたように、日本でも近年社会保険料率引上げと法人税率引下げが実施され、こうした状況は変わりつつあると考えられる。最初にこうした近年の制度変化を説明する。

まず、これまで言われてきた「法人成り」の節税メカニズムを述べる。個人自営業者が自分の法人を立ち上げて役員になると、所得を事業所得から給与を法人から受ける形に変更でき、給与所得控除が適用されて所得税・住民税（以下ではまとめて所得税とよぶ）負担を軽減できる。税務統計によると給与所得控除の適用額は給与全体の約30%を占め、その負担軽減は大きい。加えて家族を法人の社員にすれば、その給与にも控除が適用されて更に税負担を減らすことができる。

次に社会保険料制度について述べると、日本では法人になると社会保険（本稿では年金と医療・介護を念頭に議論する）への加入が義務付けられる（個人自営業者は従業員を5人以上雇わない限り加入しなくてよい）。その場合、保

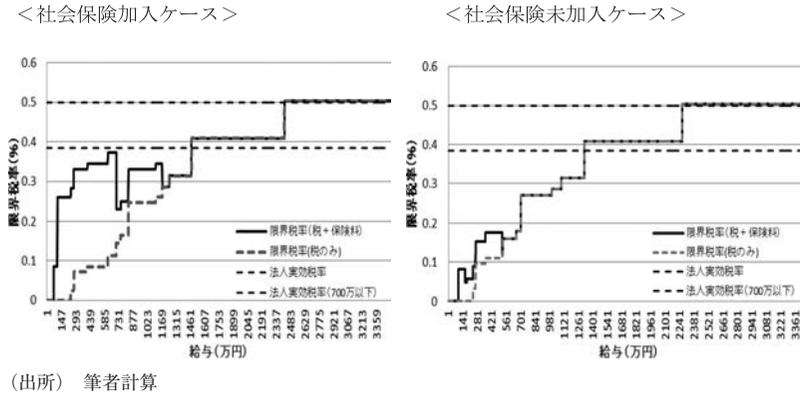
険料は一定額までの給与に比例料率が課されるが、拠出と給付の関係は明確でなく実質的な課税に等しいといわれる。また本人分に加えて雇用主分もあり、その負担は所得税よりむしろ重い。ただし実際には、法人になっても社会保険未加入のケースがかなり存在した。社会保険未加入の場合は国民年金・国民健康保険料を払うが、国民年金保険料は定額であり、後述のようにこの場合の給与への保険料率は大きく下げられた。もっとも、社会保険に加入すると配偶者を第三号被保険者にできるなどのメリットもあり、その加入・未加入の優劣は一概に判断できない。こうした事情もあり日本では個人自営業者の法人成りのメリットとして、社会保険の問題よりも先に述べた所得税の負担軽減が強調されてきたと考えられる。

法人成りを選択した場合、所得を給与で分配せず法人に留保する（その場合は所得税でなく法人税を払う）ことも可能だが、かつての法人実効税率（事業税や法人住民税も含む）は高く、一方で給与に給与所得控除が適用されることもあり、多くの中小法人オーナーは所得を法人に留保せず給与で受け取ったと考えられる。この点を示すため、図8は1997年度の制度を用いて、給与額に応じた税・社会保険料（雇用主分も含む）の限界税率（以下では単に「限界税率」とよぶ⁴⁶⁾を法人実効税率と比べつつ示した⁴⁷⁾。先に述べたように法人でも社会保険加入ケースと未加入ケースがありうるため、両方を示した。

給与と法人の税率比較の前に、図8の給与の

46) 限界税率の計算は、所得が1万円増えた場合に追加で発生する負担額を計算した。所得税・住民税では税率表に加えて給与所得控除、基礎・配偶者・扶養控除（高校生一人）と社会保険料控除を考慮した。一方、政府管掌健康保険（社会保険加入ケース）や国民健康保険（未加入ケース）の保険料率では都道府県や市区町村の平均値を用いた。

図8 1997年度における給与の限界税率と法人実効税率の状況



(出所) 筆者計算

限界税率の形状を簡単に述べておく。まず社会保険加入ケースを説明すると、所得税の税率は給与所得控除の影響もあり非常に低い。一方で社会保険料率は雇用主分も加わってかなり高いが、それが課されるのは給与の一定上限（年金と医療と異なる）までである。そのため税・保険料あわせた限界税率は単純に累進税率構造のもとで給与と共に上昇する構造にならず、中堅所得層で上昇した後保険料の上限に達して大きく下がり、再び上昇する形となった（岩本・濱秋，2008）。一方、社会保険未加入ケースの限界税率は比較的単調的に上昇するが、国民年金保険料が定額であり税率はかなり低かった。

しかし重要な点は、当時は法人税実効税率⁴⁸⁾が高く、社会保険加入・未加入のいずれも給与の限界税率が中小法人実効税率（資本金1億円

以下の所得700万円以下に適用）を超えるのは給与1,500万円近くであったことである。これはすなわち所得1,500万円レベルまでは、中小法人オーナーは所得を法人に留保せず、すべて自分の給与にすれば税・保険料負担を軽減できたことを意味する。税務統計によると給与が1,500万円を超える中小法人勤務者は少なく⁴⁹⁾、この図8は当時の制度が、多くのオーナーに所得を法人に留保させない、すなわち法人を赤字にする誘因を与えたことを意味する。なお法人が赤字でも、事業資金はオーナーが受け取った給与の一部を法人に貸し付ける（「第二資本金」とよばれる）形で調達できた（水野他，2000）。

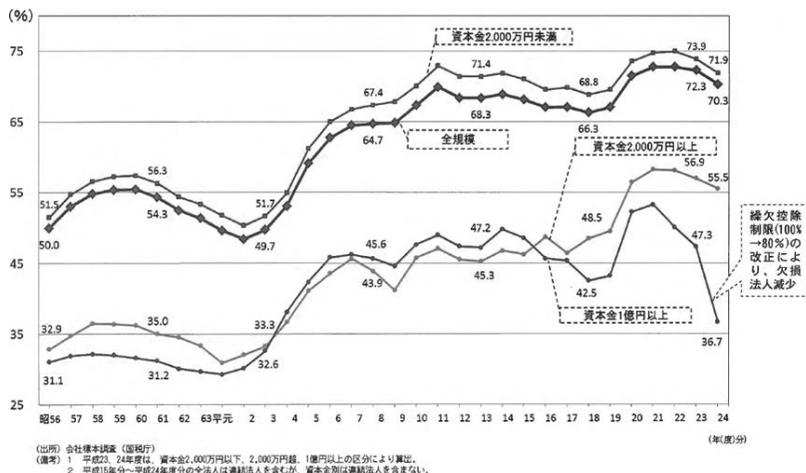
次の図9は全法人に占める赤字法人比率の推移を示すが、実際、バブル崩壊以降常に中小法

47) 図8・10・12は岩本・濱秋（2008）が示した限界税率とかなり異なるが、その原因は岩本・濱秋（2008）が賞与を加えたのに対し、ここでは賞与ゼロとしたことによる。中小法人オーナーは賞与を配ると、以下の理由で税・保険料負担が増えるためである。まず2005年度以前は役員賞与の損金算入が認められず、賞与に対して法人税を払う必要があった。一方2006年度以降は、賞与であっても「定期同額給与」や「事前確定届出給与」であれば損金算入を認める方式となった。しかし一方で、2003年以降の社会保険料総報酬制導入により、給与の上限（年収換算で744万円）と別枠で年間300万（150万×2回）までの賞与に社会保険料が課されることになった。オーナー社長で744万円を超える給料を得る場合、賞与をゼロとして全額給与とすればそれ以上社会保険料はかからず、負担を減らすことができる（給与ゼロ、全額賞与とすれば300万円を超える給料には社会保険料はかからず更に負担を減らせるが、そこまでは考えないとした）。

48) 法人実効税率の計算方法は江島（2015）の計算方法に基づいた。なお、法人事業税は軽減税率が二段階になっており中小法人実効税率も二段階となるが、図では二段階（高い方）を示した。

49) 例えば、1997年分『税務統計からみた民間給与の実態』によれば、従業員10人以下の事業所で1,500万円を超える給与を得たのはわずか6万人である。この6万人には大企業の子会社役員なども含まれるため、中小法人オーナーの数はこれよりもかなり小さいと考えられる。

図9 赤字法人比率の推移



(出所) 政府税制調査会法人課税 DG ⑤財務省提出資料 (2014年5月9日)

表4 株式等の配当課税制度 (概要)

1997年度			2015年度	
区分	所得税	住民税		
1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税	上場株式等の配当 (大口以外)等	* 総合課税 (配当税額控除適用化) * 申告分離課税 (所15%、住5%)のどちらかを選択 (申告不要とすることも可能)
発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のもの	総合課税 (20%の源泉徴収) 源泉分離課税 (35%の源泉徴収)	総合課税		
1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)未満のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税	上記以外	総合課税 (所得税20%の源泉徴収)
			1回の支払配当額が10万円×配当計算期間/12以下のもの	確定申告不要 (所得税20%の源泉徴収)

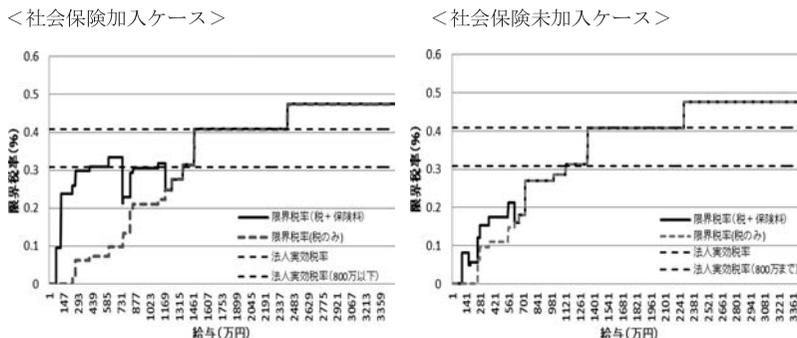
(出所) 鈴木 (1997) および財務省ホームページより抜粋

人の65%以上が赤字であった。赤字法人は本来、資金を集められず存続できないとすると、図の状況を単なる経済低迷の影響と片づけることはできず、この矛盾を解くカギとして上記の節税(「事業所得から給与へ」のインカム・シフティング)の存在が考えられた。

なお、中小法人の配当分配に少し触れると、税務統計によれば赤字の法人はもとより黒字の

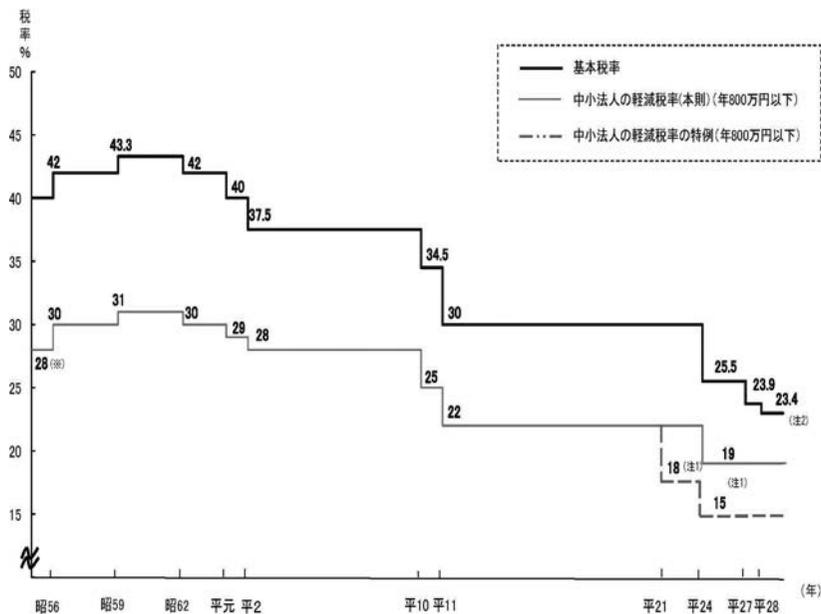
法人でも配当分配額は非常に少なかった。表4に示す通り、未上場株式の配当には法人税に加えてさらに所得税の総合課税(配当税額控除による税率10%分の負担軽減はあるが)が適用され税制上、非常に不利であり⁵⁰⁾、オーナーは配当でなく上記に述べた通り給与で所得を受け取ったと考えられる。その結果、中小法人の資金調達(上記で触れたオーナー貸付も含め

図10 2005年度における給与の限界税率と法人実効税率の状況



(出所) 筆者計算

図11 法人税率の推移



(出所) 財務省ウェブサイト

て) 借入に偏ることとなった可能性がある⁵¹⁾。

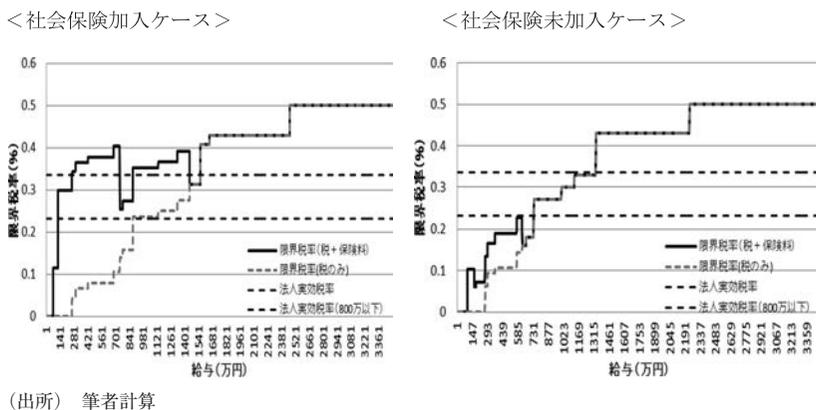
その後1998年度に法人税率が下げられたが、給与の限界税率も下げられた(所得税の定率減税や社会保険料の総報酬制導入)ため、しばらくは給与の限界税率が法人実効税率を明確に上

回る状況にならなかった。2005年度の状況を示す図10によると、社会保険加入ケースでは限界税率は中小法人実効税率と同等レベルだが、社会保険未加入ケースの限界税率は依然としてそれを大きく下回った。

50) 配当には給与所得控除は適用されず、総合課税の税負担は給与よりもかなり高い。

51) ただし、オーナーから法人への資金供給の形態が株式ではなく貸付の形を取ったことが、実際の資金調達にどのような影響を及ぼしたかは未定である。

図12 2018年度における給与の限界税率と法人実効税率の状況



(出所) 筆者計算

しかしその後、こうした状況は大きく変化した。とくに図11に示したように近年、法人税の基本税率と共に所得800万円以下に適用される中小法人向け（資本金1億円以下）軽減税率が大きく下げられ、中小法人実効税率は約23%⁵²⁾になる一方、社会保険料率の毎年の引上げで給与の限界税率は上昇した。その結果、2016年度税制改正の法人税率引下げと2004年年金改革による年金保険料引上げ完了がともに反映される2018年度の状況を示した図12を見ると、社会保険加入ケースの給与の限界税率は、中小法人実効税率だけでなく法人実効税率33.6%⁵³⁾をも大きく上回っている。一方、社会保険未加入ケースでも⁵⁴⁾、給与の限界税率が中小法人実効税率を超える給与レベルは700万円強にまで下がった。

またもう一つの近年の出来事として、政府による社会保険強制加入の強化がある⁵⁵⁾。新聞報道によると2015年度以降3年間で政府は全国の未加入事業所を調査するとしており、これに

よって今後、法人の社会保険加入が進めば、大半のオーナーにとって給与の限界税率は中小法人実効税率を大きく上回る。その結果今後はこれまでの「赤字法人問題」と異なり、所得を給与とせず法人所得にする節税（「労働から資本へ」のインカム・シフティング）がむしろ重要となる可能性がある⁵⁶⁾。ただし配当への総合課税は依然残る（表4参照のこと）ため、とくに所得が比較的高いオーナーを中心に、それは配当で分配されず法人に留保として残される可能性がある。

V-2. 今後の改革の方向性

このように日本の中小法人オーナーを取り巻く節税誘因は大きく変化した。ただし、先の図10によると近年、景気回復の影響などで黒字の中小法人が増えているものの、節税の結果かどうかは、個票による分析が必要であり、本稿で論じることはできない。日本では先に論じたイギリスやノルウェーと異なり、配当に総合課

52) 資本金1億円以下の法人税軽減税率15%、事業税における軽減税率（地方法人特別税含む、外形標準課税非適用ケース）7.24%、法人住民税（地方法人税を含む）17.3%を用いて計算した。

53) 2016年度税制改正で法人税率の23.9%から23.2%（2018年度）への引下げが決まった。これと中小法人の事業税率（地方法人特別税含む、外形標準課税は適用されない）9.59%、法人住民税（地方法人税を含む）17.3%を用いて計算した。ただし政府管掌健康保険（社会保険加入ケース）や国民健康保険（未加入ケース）の保険料率は最新の平均値を用いた。

54) 国民健康保険料率は2013年の実績値で計算した。

55) 2016年1月13日付日本経済新聞。社会保険未加入事業所は全国約80万という。

56) 従業員が少ない法人の場合は、社会保険料負担を避けるため個人自営業者に戻るケースも生じると思われる。

税が適用され、法人に留保した所得の分配が自由にできない実態がある。また、先に触れた社会保険強制加入が今後、どこまで徹底されるか不確定な面もある。

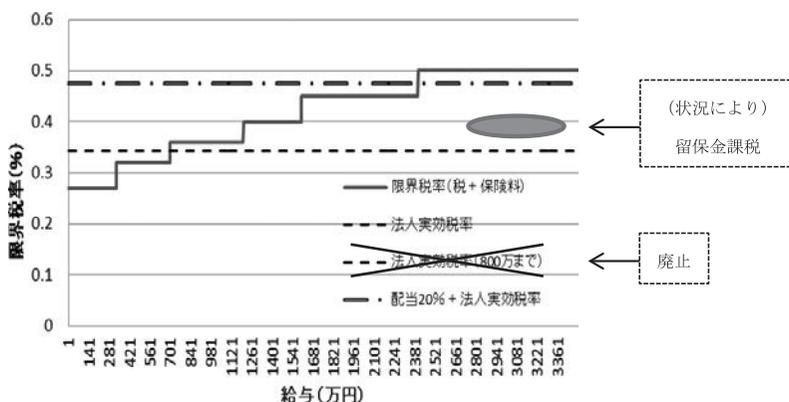
しかし図12に見るように、現在の中小法人実効税率は給与の限界税率に比べて20%近く、富裕層では30%近くも低く、オーナーが所得を法人に留保する誘因が大きく生じていることは間違いない。実際、インターネットのウェブサイトでもこうした節税のメリットを論じるものが散見され、これが盛んになれば、単なる税収ロスというだけでなく制度の公平性や信頼を損ねる点で問題は深刻になる。また、図12の給与の限界税率は単調な累進税率構造とは大きくかけ離れており、とくに中堅所得層（図12で給与300~700万円あたり）の税率が40%まで高まっている。税・保険料の構造を一体で見直す中でこの税率を下げられれば法人留保の節税誘因を減らすだけでなく、再分配機能の強化という所得課税改革の点からも望ましいと考えられる。

こうした視点から次に改革について議論する。「はじめに」でその概要はすでに述べたが、以下ではこれまで論じた諸外国の経験を踏まえて、その方向性を論じる。できるだけ節税の誘

因を与えない制度を構築すべきというマリーズ・レビューの主張などをもとに改革の概要を述べれば次の通りである。①法人税の中小法人向け軽減税率の廃止、②未上場株式の配当課税軽減、③税・保険料の一体改革による労働所得課税見直しである。また、状況によって④留保金課税制度の活用も検討できる。その考え方は図13で示したが、以下でこれらを簡潔に説明する。

まず①法人税の中小法人向け軽減税率の廃止は、これによって給与の限界税率と法人実効税率の差が縮小し、法人留保の誘因はかなり弱まる。Crawford and Freedman (2008) は、「中小企業は成長のエンジン」といった視点から軽減税率を支持する向きもあるが、先行研究などによるとそれが企業行動を活性化させた根拠は非常に薄く、むしろ節税に利用されるデメリットが大きいと主張する。実際、イギリスでは最低税率の設定が大規模な法人成りを引き起こした反省から、基本税率を引き下げても軽減税率は下げず、近年、基本税率に一本化する形で軽減税率を廃止した。日本でも基本税率引下げにあわせて原則廃止に向けた検討を行うべきと考える。とくに日本の軽減税率は資本金1億円以下の法人に適用を絞るため、企業に資本金を減

図13 改革のイメージ



らす誘因を与えており、その点でも見直しが必要である⁵⁷⁾。より現実的な案としては軽減税率を現在の特例15%から本則の19%にいったん戻し（図11参照。事業税も含めた法人実効税率では23.2%から27.5%）、そのうえで基本税率との統合を検討することが考えられる。

次に②の未上場株式の配当については、二重課税調整による配当への所得税軽減が節税を促したイギリスやノルウェーと異なり、日本では総合課税が配当分配を妨げてきた。しかしこれによって株式発行が抑制されるだけでなく、とくに所得の高いオーナーに法人への所得留保を促す可能性がある。本稿で述べたようにノルウェーでは超過利潤のみに課税を限定する「株主所得税」を導入したが、日本では執行の問題もありこうした課税は難しい。一つの方法としては現在、上場株式に適用されている20%一律課税を未上場株式にも広げる（この場合、配当税額控除は適用されない）ことが考えられる⁵⁸⁾。これによって法人税実効税率（基本税率の場合32.6%）とあわせると、配当への税率は約47%（ $0.336 + (1 - 0.336) \times 0.2$ ）となる。なお、すでに20%である株式譲渡益と税率がそろふことになる。

次に、より大胆な改革になるが③税・保険料の一体改革による労働所得課税の見直しである。繰り返し述べたように、社会保険料まで含めた給与の限界税率は単純な累進税率構造からかけ離れており、これを図13のような累進税率構造に近づけることは、中堅所得層の法人留保による節税誘因を減らすだけでなく、所得課税全体の再分配機能強化の点で望ましいと考える。重要な点は、保険料を税とみなし、所得税と一体で改革することである。現在、中堅所得層の税率が高い理由は保険料率の上昇であるが、これを下げるための財源を保険料改革だけで捻出するのは難しい。一方で所得税の課税

ベースは様々な所得控除で侵食されており、課税ベースの拡大で得た財源を活用すれば（ただし、田近・八塩（2016）で述べたように、財政制度における税と保険の役割は改めて考える必要がある）保険料率引下げが可能になると考える。また現在、社会保険料が課される給与額に上限が設定されたり賞与と給与の区別がある点を改め、所得税の最高税率ブラケットと一体的になるように税率構造を見直せば、所得課税全体としてより望ましい形になると考える⁵⁹⁾。

所得税の所得控除見直しについて一点述べると、給与所得控除の見直しが重要である。これまで給与所得控除は個人自営業者の法人成りを促し、また家族への給与分配による所得分散を引き起こしてきた。給与の3割が控除によって課税ベースから除外されるなど規模が大きく、また所得の高い層の負担をとくに大きく軽減する点で税のあり方としても問題が多い。そうした観点からも見直しが必要と考える。

基本的な改革は以上の3点だが、図13に示すように法人税率が30%強まで下がっており、所得の高い層では法人への所得留保の誘因は依然残る。富裕層による留保が大きく増加する場合は、④留保金課税制度の再活用（現在、資本金1億円以下の法人は適用除外）が考えられる。その課税対象を高い水準に設定すれば超過利潤への限られた課税となり、企業行動を大きく歪める恐れはない。ただし、制度の詳細は今後、検討する必要がある。

57) 資本金1億円以下の法人に適用される特例として他にも外形標準課税や後述する留保金課税の適用除外、交際費や貸倒引当金、欠損金の扱いなどがある。

58) 上場株式と同様に、総合課税と20%一律課税で選択可能とすることが考えられる。

59) 税と保険料の税率構造の一体化はオランダで実施されている。

VI. おわりに

本稿では事業形態選択を活用した中小企業オーナーの節税問題を検討した。労働所得に課される所得税や社会保険料負担を避け、税率の低い資本所得に形態転換させるために法人を活用する事例が世界中で報告されている。本稿ではアメリカやイギリス、ノルウェーの実態を検討した。一方日本ではこれまで、給与への課税軽減を利用した個人自営業者の法人成りによる「赤字法人問題」が注目されてきた。しかし高齢化による社会保険料率引上げで給与への課税が強化される一方、法人税率が引き下げられ状況は変わりつつある。すなわち今後は欧米で起きたような、保険料を避けるために給与をできるだけ少なくし法人所得を増やす（すなわち、法人が黒字になる）節税が重要となる可能性がある。本稿ではこうした近年の制度変化を踏まえた上で、今後の改革の方向性を検討した。

同時に、本稿では所得税の側において税・保

険料制度を一体とした労働所得課税の思い切った見直しが必要であることを論じた。この改革は、単に中小法人の節税を防ぐために必要なだけでなく、所得課税全体から見ても必要な改革である。

本稿で残された課題は、個票データを用いた日本の中小法人の実態分析である。欧米では個票を用いた分析がすでに数多く行われ、その実態が明らかになってきているが、日本ではこれまでの「赤字法人問題」も含めてその実態が個票で明らかになったことはほとんどない。また、先に述べた近年の制度変化（社会保険料率引上げと法人税率引下げ）が中小法人にどのような影響をもたらしたかは興味深い問題だが、その問題も個票を用いた分析で検討する必要がある。そうした分析をもとにすれば、本稿で述べた改革案の具体的な内容検討にもつながると考える。

参 考 文 献

- 岩本康志・濱秋純哉（2008）「租税・社会保障制度による再分配の構造の評価」『季刊社会保障研究』第44巻第3号，pp. 266-277。
- 江島一彦（2015）『図説日本の税制 平成27年度版』財経詳報社。
- 鈴木将覚（2014）『グローバル経済下の法人税改革』京都大学学術出版会。
- 鈴木勝康（1997）『図説日本の税制 平成9年度版』財経詳報社。
- 田近栄治・八塩裕之（2005）「税制と事業形態選択—日本のケース—」『財政研究』第1巻，pp. 177-194。
- 田近栄治・八塩裕之（2016）「日本の所得税改革—経済、財政と社会保障の現状を踏まえ
- た提言—」『フィナンシャル・レビュー』第127号，pp. 7-30。
- 水野忠恒・井堀利宏・平川忠雄「座談会 企業の経済環境の変化と税制」『税研』Vol. 15(6)，pp. 30-44。
- Alstadsæter, A. (2007) “The Achilles Heel of the Dual Income Tax: The Norwegian Case,” *Finnish Economic Papers* 20(1), pp. 5-22.
- Alstadsæter, A. and E. Fjærli (2009) “Neutral Taxation of Shareholder Income? Corporate Responses to an Announced Dividend Tax,” *CESIFO Working Paper* No. 2530.
- Alstadsæter, A. and K. Wangen (2010) “Small

- Corporations, Income Shifting through Choice of Ownership Structure – A Norwegian Case,” *Finnish Economic Papers* 23(2), pp. 73-87.
- Burke, K. (2013) “Passthrough Entities: The Missing Element in Business Tax Reform,” *Pepperdine Law Review* 40, pp. 1,329-1,344.
- Congressional Budget Office (2012a) *Taxing Businesses through the Individual Income Tax*.
- Congressional Budget Office (2012b) *The Taxation of Capital and Labor Through the Self-Employment Tax*.
- Crawford, C. (2008) “Corporation Tax and Entrepreneurship,” *The IFS Green Budget 2008* Chapter 11.
- Crawford, C. and J. Freedman (2008) “Small Business Taxation,” In: Mirrlees J. *et al.* (Ed.) *Dimensions of tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- de Mooij, R and G. Nicodème (2008) “Corporate Tax Policy and Incorporation in the EU,” *International Tax and Public Finance* 15(4), pp. 478-498.
- Denk, O. (2012) “Tax Reform in Norway – A Focus on Capital Taxation,” *OECD Economic Surveys: Norway 2012*.
- Edmark and Gordon (2013) “The Choice of Organizational Form by Closely-held Firms in Sweden: Tax versus Non-tax Determinants,” *Industrial and Corporate Change* 22(1), pp. 219-243.
- Feldstein, M. (1995) “The Effect of Marginal Tax Rates on Taxable Income: A Panel Study of the 1986 Tax Reform Act,” *Journal of Political Economy* 103(3), pp. 551-572.
- GAO (United States Government Accountability Office) (2009) “Tax Gap Actions Needed to Address Noncompliance with S Corporation Tax Rules,” Report to the Committee on Finance, U.S. Senate, GAO-10-195.
- Goolsbee, A. (2004) “The Impact of the Corporate Income Tax: Evidence from State Organizational Form Data,” *Journal of Public Economics* 88(11), pp. 2,283-2,299.
- Gordon, R. and J. Slemrod (2000) “Are Real Responses to Taxes Simply Income Shifting between Corporate and Personal Tax Bases?,” In: Slemrod J. (Ed.), *Does Atlas Shrug? The Economic Consequences of Taxing the Rich*, Harvard University Press.
- Gravelle, J. and L. Kotlikoff (1989) “The Incidence and Efficiency Costs of Corporate Taxation When Corporate and Non-corporate Firms Produce the Same Good,” *Journal of Political Economy* 97(4), pp. 749-780.
- Griffith, R., H. Miller and M. O’Connell (2009) “Business Taxation,” *The IFS Green Budget 2009* Chapter 12.
- Hennig, C., B. Sonnier, W. Raabe and J. Everett (2013) “S Corp Taxation: Level the Playing Field,” *Tax Analysts* April 22, 2013, pp. 435-442.
- HM Treasury and HM Revenue & Customs (2006) *Tackling Managed Service Companies*
- Joint Committee on Taxation (2015) *Choice of Business Entity: Present Law and Data Relating to C Corporations, Partnerships, and S Corporations*, JCX-71-15.
- Keightley, M. (2012) “Who Earns Pass-Through Business Income? An Analysis of Individual Tax Return Data,” *CRS Report for Congress* 7-5700, Congressional Research Service
- Lindhe, T., J. Södersten and A. Öberg (2004) “Economic Effects of Taxing Different Organizational Forms under the Nordic Dual Income Tax,” *International Tax and Public Finance* 11(4), pp. 469-485.
- Loutzenhiser, G. (2013) “Tax Avoidance, Private Companies and the Family,” *The*

- Cambridge Law Journal* 72(1), pp. 35-49
- Mackie-Mason, J. and R. Gordon (1997) "How Much Do Taxes Discourage Incorporation?," *Journal of Finance* 52(2), pp. 477-505.
- Ministry of Finance, Norway (2011) *Report No.11 to the Storting: Evaluation of the 2006 Tax Reform*.
- OECD (2006) *Taxing Wages 2004-2005* OECD Publishing.
- OECD (2015) *Taxing Wages 2013-2014* OECD Publishing.
- Office of Tax Simplification (2011) *Small Business Tax Review*.
- Office of Tax Simplification (2016) *Small Business Taxation Review*.
- Pirttilä, J. and H. Selin (2011) "Income Shifting within a Dual Income Tax System: Evidence from the Finnish Tax Reform of 1993," *Scandinavian Journal of Economics* 113(1), pp. 120-144.
- Plesko, G. and E. Toder (2013) "Changes in the Organization of Business Activity and Implications for Tax Reform," *National Tax Journal* 66(4), pp. 855-870.
- Pope, T. and B. Roantree (2014) "A Survey of the UK Tax System," IFS Briefing Note BN09.
- Romanov, D. (2006) "The Corporation as a Tax Shelter: Evidence from Recent Israeli Tax Changes," *Journal of Public Economics* 90(10-11), pp. 1,939-1,954.
- Schenk, D. (2015) "Reforming Entity Taxation: A Role for Subchapter S?," *Tax Notes Special Report* March 9, 2015, pp. 1,237-1,253.
- Seely, A. (2015) "Managed Service Companies," Liberty House of Commons Standard Note SN4301.
- Slemrod, J. (1995) "Income Creation or Income Shifting? Behavioral Responses to the Tax Reform Act of 1986," *American Economic Review* 85(2), pp. 175-180.
- Sørensen, P. (1998) *Tax Policy in the Nordic Countries*, Macmillan Press. (馬場義久監訳 (2001) 「北欧諸国の租税政策」日本証券経済研究所)
- Sørensen, P. (2005) "Neutral Taxation of Shareholder Income," *International Tax and Public Finance* 12(6), pp. 777-801.
- Sørensen, P. (2007) "The Nordic Dual Income Tax: Principles, Practices, and Relevance for Canada," *Canadian Tax Journal* 55(3), pp. 557-602.
- Thoresen, T. and A. Alstadsæter (2008) "Shifts in Organizational Form under a Dual Income Tax System," *CESIFO Working Paper* No. 2273.
- U.S. Treasury (2005) "Actions Are Needed to Eliminate Inequities in the Employment Tax Liabilities of Sole Proprietorships and Single-Shareholder S Corporation," Memorandum for Deputy Commissioner for Services and Enforcement, Reference Number 2005-30-080.
- Wilkie, P., J. Young, and S. Nutter (1996) "Corporate business activity before and after the tax reform act of 1986," *Statistics of Income Bulletin* 16, 32-45.